

令和5年度 第3回 危険予知訓練研修&リスクアセスメント研修開催のご案内

職場の潜在的な危険性又は有害性を見つけ出し、これを除去、低減するためにリスクアセスメントは、最も有効な手法です。

災害が発生していない職場でも作業での潜在的な危険性や有害性は存在しており、これが放置されると、いつかは労働災害が発生する可能性があります。

平成18年4月1日以降、その実施が安衛法第28条の2によって義務化されたことを踏まえ導入と実践を前提にした研修会を開催いたしますので関係者多数のご参加を戴きますようご案内いたします。

尚、安全衛生の先取り手法としての危険予知訓練（KYT）についても同時研修をおこないます。

記

1. 開催日時・場所 ※講習当日朝に欠席等の緊急連絡先:090-8362-1423【事務局(鹿嶋):講習当日のみ】

日 時		会 場
11/8 (水)	8:30 ~ 8:45	パルセンター宇部 (宇部市西平原 4丁目9-1) (TEL: 0836-31-2212)
	8:50 ~ 9:00	
	9:00 ~ 12:20 (昼休み)	
	13:00 ~ 17:30	
		受講票受付 オリエンテーション } KYT&RA 講習

2. 受講手続 申込書・受講票に所要事項を明確に記入し、下記申込先へ受講料及びテキスト代を添えてお申し込み下さい。(郵送及び銀行振込の場合は下記申込先及び振込先へ)

注意

※1. 郵送の場合切手を貼った返信用封筒(宛先も明記)を同封して下さい。

(返信用切手は1名の場合84円、2名の場合94円、3名以上の場合定形外封筒で140円)

※2. 申込書については郵送以外に、下記のFAX、メール宛先への送付でも可能です。

その場合、案内書、お願いとお知らせはホームページよりダウンロード、印刷願います。

注意

※3. 銀行振込の場合、別途領収書や請求書の発行が必要な場合は、必要なものを

明記し、切手を貼った返信用封筒(宛先も明記)を下記申込先に送って下さい。(※1と兼用ok)

<申込先> 〒755-0027 宇部市港町1丁目4-1 (一社) 山口県労働基準協会 宇部支部
TEL: 0836-33-8495 FAX: 0836-33-8515 E-mail: info@ube-rouki.or.jp

<振込先> 山口銀行宇部支店 普通預金 0623587 (一社) 山口県労働基準協会宇部支部
(注) 振込手数料は申込者負担でお願いします。

3. 受講料 会員 7,700円、非会員 9,900円(消費税込)
4. テキスト代 825円(テキストにつきましては受講日当日のお渡しになります)
5. 受付期間 令和5年10月2日(月)から(受付時間 8:30~12:00. 13:00~15:00) 土日祝除く
6. 受講者の定員 30名 (定員になり次第締切りますので、お申込前に空き状況を確認して下さい。)

特に、郵送、FAX、メールでの申込については、電話で受講枠を確保した場合のみ受付可能。

7. 注意事項

- 開講前に諸々の説明がありますので、受講票受付時間内に受付を済ませて下さい。
- 受付開始までは自車内、もしくはロビーにて待機して下さい。
- 駐車場はパルセンター内の駐車場(54台駐車可、できる限り奥側より)を利用して下さい。

※案内の内容をよくご確認の上お申込みをお願い致します。

別 紙

危険予知訓練研修&リスクアセスメント研修 受講申込書

【第 回】

※テキストは当日渡し

受講番号	※	会員 非会員 (いずれかに○印のこと)
職 種		
ふりがな 氏 名		
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (満 歳)	
住 所	(〒) (— —) 携帯電話※お持ちでない方は自宅電話番号	

上記のとおり 受講料 円 計 円を添えて申込みます。
テキスト代 円

※振込の場合は振込予定日を記入願います。(振込予定日:令和 年 月 日)

令和 年 月 日

事業場所在地 〒
申込者 事業場名
連絡者 電話
FAX

(一社) 山口県労働基準協会 宇部支部 殿

(一社) 山口県労働基準協会 宇部支部

危険予知訓練研修&リスクアセスメント研修 受講票

【第 回】

受講番号	※	※テキストは当日渡し
事業場名		
ふりがな 氏 名		
生年月日	昭和・平成 年 月 日	
住 所		
1. ※印欄以外の欄は、申込者（できれば本人）において必ず記入して下さい。 2. 開講前に諸々の説明がありますので、受講票受付時間内に受付を済ませて下さい。 3. 講習当日、本票を受付に提示して出席確認印を受けて下さい。 4. 会場内は、指示された席へ着席して下さい。		

受講申込者の皆様へのお願いとお知らせ

(一社) 山口県労働基準協会

1 新型コロナウイルス感染症の感染予防について

- (1) 発熱等の風邪症状のある場合、受講の自粛をお願いいたします。
- (2) 受講申し込み後受講するまでの期間に感染若しくは濃厚接触者となった場合には、次の期間受講を自粛していただきますようお願いいたします。
 - 感染した場合 症状確認日又は発症日から7日間まで
 - 但し、検査キットにて陰性が確認されれば、6日目から受講可能です
 - 濃厚接触者となった場合 接触後5日間
 - 但し、検査キットにて陰性が確認されれば、3日目から受講可能です
- (3) 上記(1)及び(2)により受講を自粛される場合には、下記2にかかわらず受講料の返金等の措置を講じますので、講習開始前までにご連絡ください(振込手数料はご負担願います)。
- (4) 講習等の受講時における咳エチケットの順守、こまめな手洗をお願いします。
- (5) マスクについて、職長教育などの対面での会話が行われる場合は着用をお願いします。また、それ以外の学科講習においても、感染予防のためマスクの着用を推奨しています(講習会場の施設の利用条件により、マスク着用が求められる場合もございます)。
- (6) 居場所の切り替わりでの感染リスクが高いとされていますので、トイレ時・喫煙時のソーシャルディスタンスの確保や昼食時の黙食等の自主的な予防対策に努めていただくようお願いいたします。
- (7) 当協会では次の対応を行っておりますので、ご理解、ご協力賜りますようお願いいたします
 - 感染状況等によっては、講習の開催を中止又は延期する、若しくは、受講定員を制限することがございます。
 - 講習当日の受付時に行う検温にご協力ください。(37.5度以上の発熱が確認された場合には受講をお断りすることがあります。)
 - 手指消毒液等を配置しておりますので、ご利用ください。
 - 講習会場の換気を維持するため、出入口や窓を常時開放しております(冷暖房が効きにくいなどのことがあります、ご容赦ください。)
 - 講習中においても、風邪症状が見受けられる方には、職員がお声掛けをすることがあります。

2 受講申込のキャンセルについて

お支払いいただきました受講料等については、次の場合を除き返金できませんのでご留意ください。

- (1) 講習が中止となった場合
- (2) 講習の開催日が変更され、変更後の開催日の都合が合わず受講できない場合
- (3) 講習開催の初日から当協会の営業日で4日以上前にキャンセルの申し出があった場合
- (4) 受講予定者が伝染性の疾病(労働安全衛生法第68条、同規則第61条第1項第1号に該当するもの及びインフルエンザを含む。)に罹患している場合(原則として診断書の提出が必要です。)
- (5) 受講者が利用する予定であった公共交通機関の事故災害等による遅延のため、講習開始時刻までに講習会場に到着できなかった場合(自動車を用いていた場合の渋滞等によるものは該当しません。)

返金の方法として銀行振込を希望される場合、上記の(3)、(4)及び(5)の事由に係る振込手数料は申込者負担とさせていただきます(受講料から差し引いて振り込みます。)

なお、受講予定者の都合が悪くなった場合には、事業場内の他の方に受講していただくこともご検討いただきますようお願いいたします。

マスクの着用について	当協会ではグループ討議の際のマスクの着用をお願いするとともに、それ以外の学科講習でもマスクの着用を推奨しております。
------------	--

パルセーター宇部 (学科会場)

